(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してペルー共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税であって、ペルー共和国の法令が認めるもの

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、ペルー共和国においてペルー共和国の現行の法令に従って課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してペルー共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税であって、ペルー共和国の法令が認めるもの

8　ペルー共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　ペルーの実施機関を通じ、計画に基づく施設の建設及び当該施設の使用における安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　ペルー共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をペルー共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十五日にリマで

ペルー共和国駐在
日本国特命全権大使　目賀田周一郎

ペルー共和国経済財政大臣
メルセデス・アラオス・フェルナンデス閣下

（ペルー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をペルー共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十五日にリマで

ペルー共和国経済財政大臣
メルセデス・アラオス・フェルナンデス

ペルー共和国駐在
日本国特命全権大使　目賀田周一郎閣下

○外務省告示第百四十九号

平成二十二年三月十七日にジブチで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　能化正樹在ジブチ大使館大使

ジブチ側　マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣

平成二十二年四月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第百五十号

平成二十二年三月十七日にヌアクショットで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　山本啓司在カメルーン大使

カメルーン側　ルイ・ポール・モタゼ経済・計画・国土整備大臣

平成二十二年四月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第百五十一号

平成二十二年三月十七日にヤウンデで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカメルーン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　山本啓司在カメルーン大使

カメルーン側　ルイ・ポール・モタゼ経済・計画・国土整備大臣

平成二十二年四月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第百五十二号

平成二十二年三月十七日にヤウンデで、カメルーン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカメルーン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カメルーンの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　山本啓司在カメルーン大使

カメルーン側　ルイ・ポール・モタゼ経済・計画・国土整備大臣

平成二十二年四月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第百五十三号

平成二十二年三月十六日にワガドゥグーで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　杉浦勉在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　ベドゥマ・アラン・ヨダ国務大臣兼外務・域内協力大臣

平成二十二年四月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第百五十四号

平成二十二年三月十六日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　杉浦勉在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　ベドゥマ・アラン・ヨダ国務大臣兼外務・域内協力大臣

平成二十二年四月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第百五十五号

平成二十二年三月十六日にワガドゥグーで、ブルキナファソ柔道連盟柔道器材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ブルキナファソ柔道連盟柔道器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六千百八十万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　杉浦勉在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　ベドゥマ・アラン・ヨダ国務大臣兼外務・域内協力大臣

平成二十二年四月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文